

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントルシア	セントルシア政府に対する贈与 に関する日本国政府とセントル シア政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000千円 -----	H26.6.17 カストリ ーズで (同日)	日本側 手塚義雅在セント ルシア大使 セントルシア側 ケニー・ テイビス・アンソニー首 相兼財務・経済・計画・ 社会保障大臣	H26.7.3 223号
セントルシア	水産関連機材整備計画のための 贈与に関する日本国政府とセン トルシア政府との間の交換公文	水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	560,000千円 H30.1.31まで	H26.9.4 カストリ ーズで (同日)	日本側 佐藤雅俊在セント ルシア大使館参事官 セントルシア側 モーゼス ・ジョ・バフサイナスト農 業・食糧生産・漁業・協 同組合・農村開発大臣	H26.9.29 320号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。